

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名 農 林 水 産 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。 省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組や、再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を促進する税制を新設する。</p> <p>・ 特例措置の内容 再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備（全ての発電設備について、自営線は対象とする）に対して特別償却、税額控除により税負担軽減措置を講ずる。（本税制の適用は平成30年度から平成31年度の2年間）。</p> <p>(1) 対象者 ・ 以下の(2)の要件に従い、(3)の再生可能エネルギー設備、又は付帯的設備を導入する者。</p> <p>(2) 対象要件と支援措置の内容 ・ 税制の適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(30/100)、又は税額控除(4%)を適用可能とする。</p> <p>(3) 具体的対象設備 ・ 以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備（全ての発電設備について、自営線は対象とする）。</p> <p>① 太陽光発電設備（10kW以上） <下記要件を満たすもの> ・ 固定価格買取制度の認定を受けていないもの <付帯的設備> ・ 蓄電池 ※ 修繕及び増設のためにパネルやPCS等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。</p> <p>② 風力発電設備（1万kW以上） <下記要件を満たすもの> ・ 系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて導入するもの <付帯的設備> ・ 系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備 ※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む</p> <p>③ 中小水力発電設備（3万kW未満） <下記要件を満たすもの> ・ kWあたりの資本費が以下を満たすもの 200kW未満・・・272万円/kW以下 200kW以上1,000kW未満・・・109万円/kW以下 1,000kW以上3万kW未満・・・39万円/kW以下</p> <p>④ 木質バイオマス発電設備（2万kW未満、木質バイオマス燃料の年間利用率80%以上と見込まれるもの） <下記要件のいずれかを満たすもの> ・ 年間稼働率80%以上と見込まれるもの ・ kWあたりの資本費一定以下 2,000kW未満・・・62万円/kW以下 2,000kW以上2万kW未満・・・41万円/kW以下 ・ 熱電併給（発電設備及び熱供給設備を同時に新設）の場合 <付帯的設備> ・ 熱供給設備 ・ 燃料製造設備</p>	

<p>〔関係条文〕</p>	<p>⑤ バイオマス利用メタンガス発電装置 <下記要件を満たすもの> ・熱電併給（発電設備及び熱供給装置を同時に新設）の場合 <付帯的設備> ・原料受入・前処理設備</p> <p>⑥ 木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h未滿、木質バイオマス燃料年間利用率80%以上と見込まれるもの) <下記要件のいずれかを満たすもの> ・装置の熱効率80%以上と見込まれるもの ・熱電併給（発電設備及び熱供給設備を同時に新設）の場合 <付帯的設備> ・発電設備 ・燃料製造設備</p> <p>⑦ 地熱発電設備（1,000kW以上） <下記要件を満たすもの> ・年間発電時間利用率80%以上と見込まれるもの</p>
<p>減収 見込額</p>	<p>[初年度] ▲ 14,620 (-) [平年度] ▲ 14,620 (-) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画を踏まえ、平成27年4月の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。</p> <p>再生可能エネルギー導入拡大策のうちFIT制度については、太陽光に偏った導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成28年5月にFIT法を改正、平成29年4月から改正法が施行されており、この中で複数年度価格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。</p> <p>また、我が国においてFIT買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくためには、FITに頼らない導入が進むことで、再エネの自立化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、エネルギーミックスの実現や系統制約の克服、自立化・長期安定化に向けて、改正FIT法の適切な施行、規制・制度改革、系統関係の運用・制度の見直し、コスト低減のための研究開発等、総合的な施策を講じているところ。</p> <p>上記の目標を達成し、再生可能エネルギーを我が国に根付いたエネルギーとしていくためには、これらの制度、規制改革、予算等の政策措置に加え、税制面でも優遇措置を設け、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。</p> <p>導入初期のキャッシュフロー改善を行うことにより事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成していくことが必要。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 (政策分野) 林産物の供給及び利用の確保</p>
	政策の達成目標	平成 26 年に閣議決定されたエネルギー基本計画に加え、長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）において示された、2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするという目標を踏まえ、再生可能エネルギーを最大限導入する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	2030 年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。
有効性	政策目標の達成状況	<p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標：2030 年度に 22～24%) (出典：総合エネルギー統計(確報値)、電力調査統計(確報値)等より資源エネルギー庁試算)</p> <p>※()内は水力を除く数値</p> <p>2012 年度 10.1% (2.9%) 2013 年度 11.0% (3.5%) 2014 年度 12.7% (4.7%) 2015 年度 14.6% (6%)</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 14.6% (水力を除いて 6%) であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>平成 30 年の適用件数 272 件(見込み) 減収額 5,738 百万円(見込み) ※経済産業省推計</p> <p>推計方法：適用件数の太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数のうち、38.5%の適用があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数のうち、38.5%の適用があるものとして推計。</p> <p>※平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の 3 者の合計)。 参照：平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>再生可能エネルギー発電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除により導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで、設備の利用率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。</p> <p>また、システムコストの大幅削減が見込め、FIT に頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(国税)</p> <p>○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资)</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)</p>

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>○予算措置（平成 29 年度） 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（63.0 億円）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本税制は補助金との併用を認められないこととするため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 なお、本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減（キャッシュフロー改善）と役割分担がなされている。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>再生可能エネルギー設備導入、系統安定化及びメンテナンス高度化設備の導入、系統制約の克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	
<p>ページ</p>	<p>17 — 4</p>	